

自主防災組織の手引

— 沼田町の安心・安全なまちづくり —



沼 田 町

- 目 次 -

1 安心・安全な地域づくりにむけて・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 自主防災組織の必要性・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 自主防災組織の整備・・・・・・・・・・・・・・ 4

1. 組織の結成

2. 組織の運営

資料

第1 規約(例)

第2 防災計画(例)

第3 班編成(例)

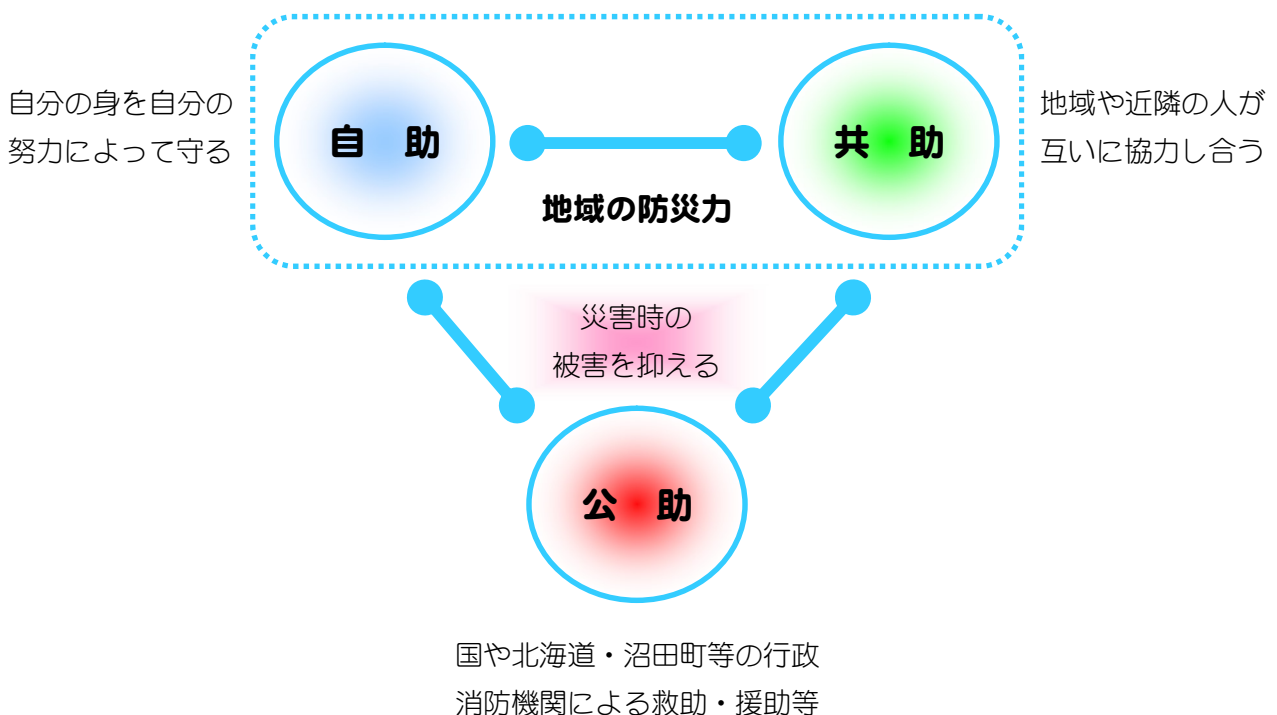
1 安心・安全な地域づくりにむけて

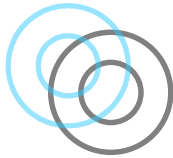
わが国は、その位置、島国特有の急峻な地形、地質、気象等の自然条件から、地震、台風や梅雨前線による集中豪雨、洪水、土砂災害、火山噴火等による自然災害が発生しやすい環境にあり、人口や構造物、建物の密集といった社会条件が重なることによって、ときに深刻な被害をもたらすことがあります。

沼田町でも記憶に残る大規模な自然災害として、昭和61年11月13日の沼田町付近の直下型地震災害（被害総額約8億7千万円）、昭和63年8月25日から翌26日にかけての発達した前線による大雨・洪水災害（被害総額約55億9千万円）が発生しています。特に沼田町は河川氾濫による洪水が発生しやすく、数年に一度は水害が発生しているのに加え、豪雪地帯もあるので、落雪事故や除雪作業中の高齢者の事故等人的被害等が発生する危険性もはらんでいます。

しかしながら、ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や北海道、沼田町等の行政の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策を取ることが困難な場合も考えられるため、自分の身を自分の努力で守る（自助）とともに、普段から付き合いのある地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。

この「公助」「自助」「共助」が有機的につながることにより、災害による被害の軽減を図ることが出来ます。特に地域で協力し合う体制や活動（共助）の中核となるのが自主防災組織です。





2 自主防災組織の必要性

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、住民が自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するために活動する組織です。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神（※1）に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されています。

組織の充実にあたっては、災害の種別、地域の自然的・社会的条件、地域住民の意識等が、各町内会・行政区によって様々であることから、活動の具体的範囲及び内容を全町で画一化することは困難であると考えます。よって、自主防災組織は各町内会・行政区の実情に応じた組織の結成が望ましいと考えます。

他の市町村の自主防災組織を見ても、圧倒的に町内会単位での結成が多い現状であり、その理由として自主防災組織は「住民が連帯感を持ち、地域の防災活動を効果的に行える程度の規模であること」「地理的状况、生活環境から見て、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模」が理想であるとされているためです。

特に災害によって地域（町内会・行政区）が孤立した場合には、こうした普段から生活環境を共有している住民同士が相互に協力し合う「共助」が被害の軽減のため、最も重要な行動となります。

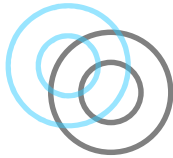
「自分たちの地域は自分たちで守る」という目的に向かって、地域住民の防災意識の高揚・啓発、又は支えあう関係づくりのための一つ的手段として、町内会・行政区単位の自主防災組織を積極的に結成していくことが、今後の重要な役割となっていくと考えます。

なお、自主防災組織が取り組むべき活動としては、下記の表に示すとおりです。

自主防災組織の主な活動

日常（平常時）の活動	災害時（非常時）の活動
①防災知識の普及活動	①情報の伝達・収集
②地域の災害危険区域の把握	②出火防止・初期消火
③災害時要支援者の把握	③地域住民の避難誘導
④防災訓練の実施	④負傷者の救出・救護
⑤火気使用設備器具等の点検	⑤災害時要支援者の救出・避難所への誘導
⑥防災用資機材の整備	⑥給食・給水活動

（※1）隣保協同の精神…となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合うこと。



3 自主防災組織の整備

1. 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには組織を取りまとめる会長をおき、会長のもとに副会長ほか、自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要があります。

編成にあたっては、まず活動班を編成し、活動班ごとに班長（指揮者）を定めます。

班編成も組織の規模や地域の事情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも大切です。

組織の基本的な班編成（例）

編成班名		日常（平常時）の役割	災害時（非常時）の役割
情報班	⇒	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	⇒	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	⇒	資機材調達・整備	負傷者等の救出・救護活動
避難誘導班	⇒	避難路（所）・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	⇒	器具の点検	水、食料等の配分 炊出し等の給食・給水活動

以上のように、日常（平常時）の活動や災害時（非常時）の活動が特定の人員に偏らないよう、活動内容や人員構成等を適宜見直しながら、地域の実情に応じた組織編成が必要であります。

また、実際の活動においては、班の人員が不足し活動が困難な場合や、全員で活動しなければならない場合も考えられることから、それぞれの班の活動内容を理解しておくとともに、災害時に起きる想定外の事態に対して臨機応変に運用や指揮命令ができる対応策についても検討しておく必要があります。

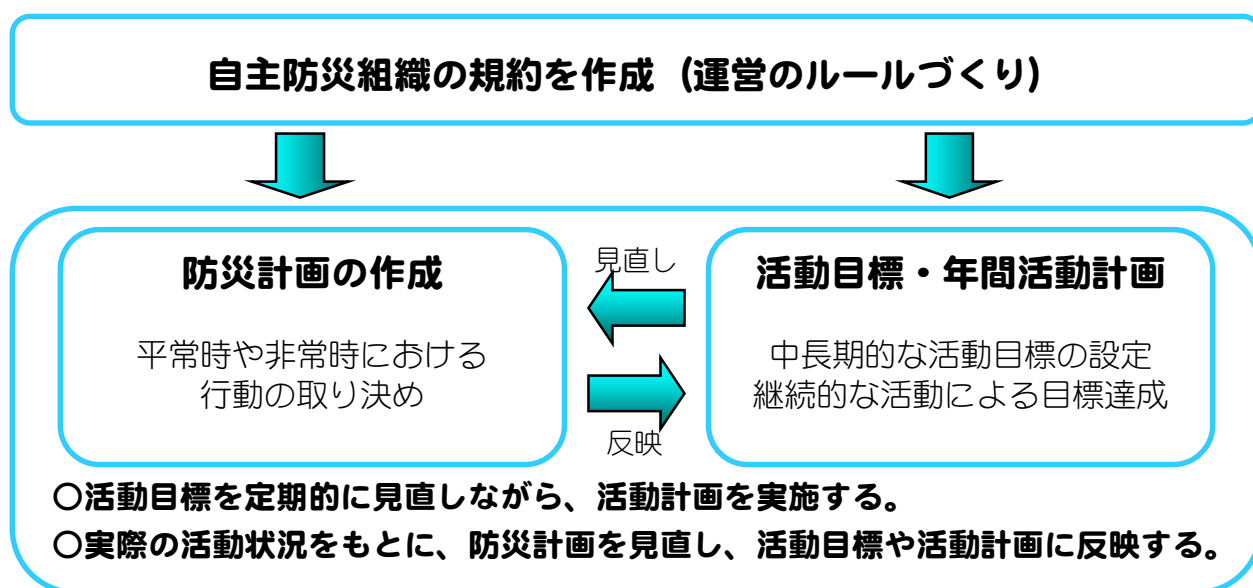
なお、地域住民に対しても組織の編成を周知し、各班の具体的な活動内容を理解してもらうことが、災害時のスムーズな協力体制の構築につながります。

2. 組織の運営

自主防災組織を編成し、効率的に運営していくためには、組織の目的や事業内容、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について明確にした規定を定め、災害の発生時に迅速かつ効率的に防災活動を行い、被害の拡大を防止するための防災計画を策定しておく必要があります。

また、防災活動が意義のある活動となるよう、組織の活動目標の設定や防災訓練、研修会等の活動計画を立て、安定した組織の運営を行うことが重要です。

自主防災組織の運営について



(1) 規約の作成

自主防災組織の活動を円滑に行うためには、組織の位置づけや体系、役割分担等を明確にした規約（運営ルール）を作成しておくことが重要です。

規約は組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものであり、次のような点に留意して作成すると良いでしょう。

- ①自主防災組織を設置する根拠は、組織に参加する住民相互の合意であり、相互の合意を明確にした規約を定めておく必要がある。
- ②規約は、組織の目的、事業内容を明らかにするとともに、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定について定めるものである。

※具体的な規約の例を8Pに記載しています。

(2) 防災計画の策定

防災計画の策定にあたっては、日頃どのような対策を進め、災害時にどう活動するかを具体的に明記するほか、河川が氾濫しやすい、災害時要支援者が多い等、地域の実情を踏まえた上で、防災計画に反映することも重要です。

防災計画に盛り込むべき項目としては一般的に次のようなものが考えられます。

防災計画に盛り込むべき主な項目

分野	盛り込むべき項目	内容
組織に関すること	自主防災組織の編成及び任務分担	組織編制と各班の果たす役割を明記する。
主に日常(平常時)の活動に関すること	防災知識の普及・啓発	事項、方法、実施時期等を定める。
	災害危険の把握	事項、方法等を定める。
	防災訓練	訓練の種別、訓練実施計画、訓練の時期及び回数等を定める。
	防災資機材等の備蓄及び管理	調達計画、保管場所、管理の方法等について定める。
主に災害時(非常時)の活動に関すること	情報の収集・伝達	情報の収集・伝達及びその方法等について定める(情報班)
	出火防止・初期消火	出火防止対策、初期消火対策等について定める。(消火班)
	救出・救護	救出・救護活動、医療機関へ連絡等を定める。(救出・救護班)
	避難	避難誘導の指示、方法及び避難路の確認、避難場所の確認(避難誘導班)
	給食・給水	食料や飲料水の確保、配給、炊出し等について定める。(給食・給水班)
他団体と協力して行う活動	災害時要支援者対策	平常時、非常時の取組みについて定める。
	他組織との連携	他の自主的な防災活動を行う組織との連携について定める。

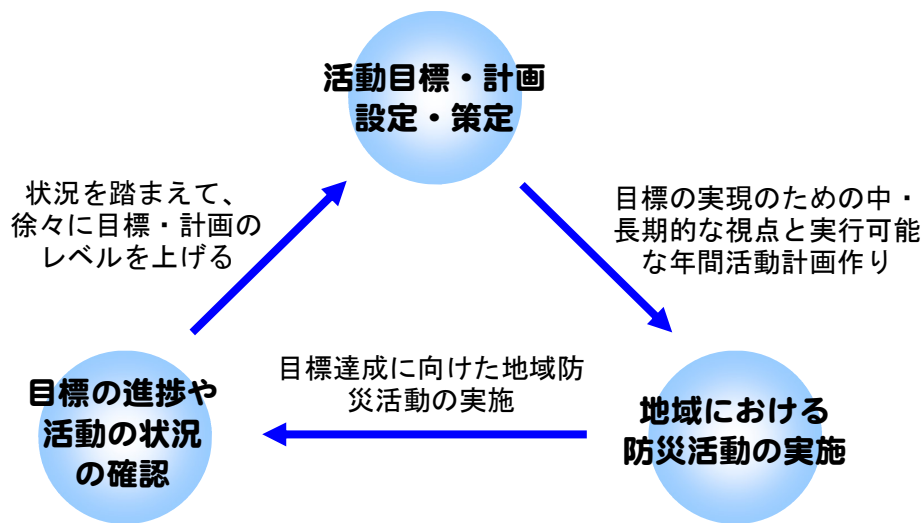
なお、防災計画策定にあたっては、次のような点に留意して策定すると良いでしょう。

※具体的な防災計画の例を10Pに記載しています。

(3) 組織の活動目標の設定と活動計画の策定

住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の活動は、継続して取り組むことにより、はじめて効果を表すものです。したがって、中・長期的な活動目標を設定し、目標達成に向けた年間の活動計画を立てることが重要です。またこうした活動目標を掲げ、活動に沿った組織活動を進めることによって、構成員のモチベーションが高まり、地域防災力を向上させることが期待できます。

活動目標の設定・活動計画策定の流れ



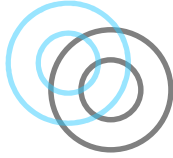
組織の活動レベルに合わせて徐々に地域防災力を向上させる継続的な計画・活動を心がける。

ア) 活動目標の設定

活動目標の設定のあたっては、予め防災に関する知識や地域の危険状況について学習する機会（災害図上訓練等）を設け、防災の知識等を深めながら、実際の活動を通じて徐々に活動レベルを上げ、これに応じて目標を修正していくことが重要です。

イ) 活動計画の策定

地域の防災活動の現場においては、住民の関心が急速に高まる、あるいは活動レベルが一気に向上することは、なかなか期待できない。したがって、継続的に防災活動に取り組むことが特に重要です。また、一旦活動レベルの向上が見られても、継続して活動を行わなければ、活動の停滞や住民の関心が薄れてしまうことも考えられますので、活動をしっかり継続していくための活動計画を策定し、活動の目標達成へ取り組む必要があります。



資料編

第 1 規約（例）

沼田町〇〇町内会（行政区）自主防災組織規約

（名称）

第 1 条 この会は、沼田町〇〇町内会（行政区）自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 2 条 本組織の事務所は、〇〇町内会（行政区）長宅に置く。

（目的）

第 3 条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害、その他の災害（以下「災害等」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第 4 条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災活動の普及啓発
- （2）災害等による被害を防ぐための活動
- （3）災害等の発生時における情報収集・伝達、初期消火、避難誘導、救出救護、給食給水等の活動
- （4）前号に関する訓練
- （5）防災資機材等の整備
- （6）その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第 5 条 本組織は、〇〇町内会（行政区）に加入する世帯をもって構成する。

（役員）

第 6 条 本組織に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
 - （2）副会長 若干名
 - （3）班長 若干名
- 2 会長は町内会（行政区）長をもってあて、その他の役員は、会長の互選により選出する。
- 3 役員任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

- 第7条** 会長は本組織を代表し、会務を主宰し、災害等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を行う。
 - 3 班長は防災各班の長として、班の運営にあたる。

(会議)

- 第8条** 本組織に総会及び役員会を置く。
- 2 総会及び役員会は会長が招集し、議長となる。
 - 3 総会は全会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
 - 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること
 - (3) 活動計画に関すること
 - (4) その他、総会が特に必要と認めたこと
 - 5 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会への議案の提出
 - (2) 総会の議決事項の実施
 - (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと

(防災計画)

- 第9条** 本組織は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- 2 防災計画は次の事項について定める。
 - (1) 災害等の発生時における本組織の組織編成及び任務分担に関すること
 - (2) 防災知識の普及啓発に関すること
 - (3) 防災訓練の実施に関すること
 - (4) 災害等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。
 - (5) その他必要な事項

(経費)

- 第10条** 本組織の運営に要する経費は、町内会（行政区）会費その他の収入をもって充てる。

(その他)

- 第11条** この規約に定めない事項については、会長が定める。

附則 この規約は、 年 月 日から実施する。

第2 防災計画（例）

沼田町〇〇町内会（行政区）自主防災組織 防災計画

1. 目的

この計画は〇〇町内会（行政区）自主防災組織（以下「本組織」という。）の防災活動に必要な事項を定め、もって火災、地震、風水害等の災害による、人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災知識の普及啓発に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 情報の収集伝達に関すること
- (5) 出火の防止及び初期消火に関すること
- (6) 救出救護に関すること
- (7) 避難誘導に関すること
- (8) 給食給水に関すること
- (9) 防災資機材の備蓄及び管理に関すること

3. 組織編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、本組織に次の班を置く。

- (1) 本部
本組織の運営、防災関係機関との連絡調整
- (2) 情報班
被害情報の収集と伝達
- (3) 消火班
初期消火活動
- (4) 救出・救護班
負傷者の救出救護
- (5) 避難誘導班
住民の避難場所へ誘導と安否確認
- (6) 給食・給水班
食料・飲料水の調達と炊き出し、配分

4. 防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及啓発を行う。

- (1) 啓発事項

- ア 本組織及び防災計画に関すること
- イ 災害の知識に関すること
- ウ 避難経路、避難所に関すること
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること
- オ その他防災に関すること

(2) 普及啓発方法

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 講演会、座談会等の開催

(3) 実施時期

防災の日、火災予防運動期間等、防災関係諸行事の行われる時期に併せて実施する。

5. 防災訓練

災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うことが出来るようにするために、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練

個別訓練は、次の訓練とする。

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出救護訓練
- オ 給食給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練を行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は原則として防災の日、火災予防運動期間中又は町内会等の行事に併せて実施する。
- イ 訓練は年1回以上実施するよう努める。

6. 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集し、本部に連絡するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報収集伝達の方法

情報の伝達収集は、テレビ、ラジオ、電話、携帯無線機、伝令等による。

7. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

地域住民に、次の事項に重点をおいて点検整備するように呼びかける。

- ア 火気使用設備、器具の点検整備及びその周辺の整理整頓
- イ 石油類等の危険物品の保管状況
- ウ 消火器等消火資機材の整備状況
- エ その他建築物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火できるようにするため、消火器、水バケツ、消火砂等を配備する。

8. 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 防災関係機関への出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関に出動を要請する。

(3) 負傷者が発生した場合

直ちに応急救護所（避難所）へ搬送し、防災関係機関、医療機関に連絡する。

9. 避難誘導

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

沼田町長の避難命令が出たとき、又は会長が必要と認めたときは、会長は避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を沼田町地域防災計画に定められた避難所に誘導する。

10. 給食給水

避難所における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員は、沼田町から配分された食料、地域内の家庭等から提供を受けた食料等の配分、炊き出しなどにより給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員は、沼田町から提供された飲料水、水道等により確保した飲料水により給水活動を行う。

(3) その他の救援物資の受領と配分

給食・給水班員は、生活必需品等の救援物資を受領し、配分する。

1 1. 防災資機材

防災資機材の備蓄及び管理に関しては、計画的に行う。また、本組織が保有する全資機材について、定期的に点検を行う。

第3 班編成 (例)

編成班名		日常 (平常時) の役割	災害時 (非常時) の役割
情報班	⇒	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	⇒	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	⇒	資機材調達・整備	負傷者等の救出・救護活動
避難誘導班	⇒	避難路 (所)・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	⇒	器具の点検	水、食料等の配分 炊出し等の給食・給水活動
連絡調整班	⇒	近隣の自主防災組織、 他機関団体との事前調整	他機関団体との調整
物資配分班	⇒	個人備蓄の啓発活動	物資配分 物資需用の把握
清掃班	⇒	ごみ処理対策の検討	ごみ処理の支持
衛生班	⇒	仮設トイレの対策検討	防疫対策、し尿処理
安全点検班	⇒	危険箇所の巡回・点検	二次災害軽減のための 広報
防犯・巡回班	⇒	警察との連絡体制の検討	防犯巡回活動
応急修繕班	⇒	資機材、技術者との連携 検討	応急処理の支援

大きな自主防災組織であれば、上記に挙げた例のとおり、多岐に渡った班編成が可能だが、基本的には太枠で囲んである5班編成が最もポピュラーである。

自分の地域の実情に合わせ、自主防災組織の規模に応じた無理のない班編成を行うことが重要である。

自主防災組織の手引き

令和5年12月発行

沼田町総務財政課

TEL 0164-35-2111

FAX 0164-35-2393

e-mail: soumu@town.numata.lg.jp